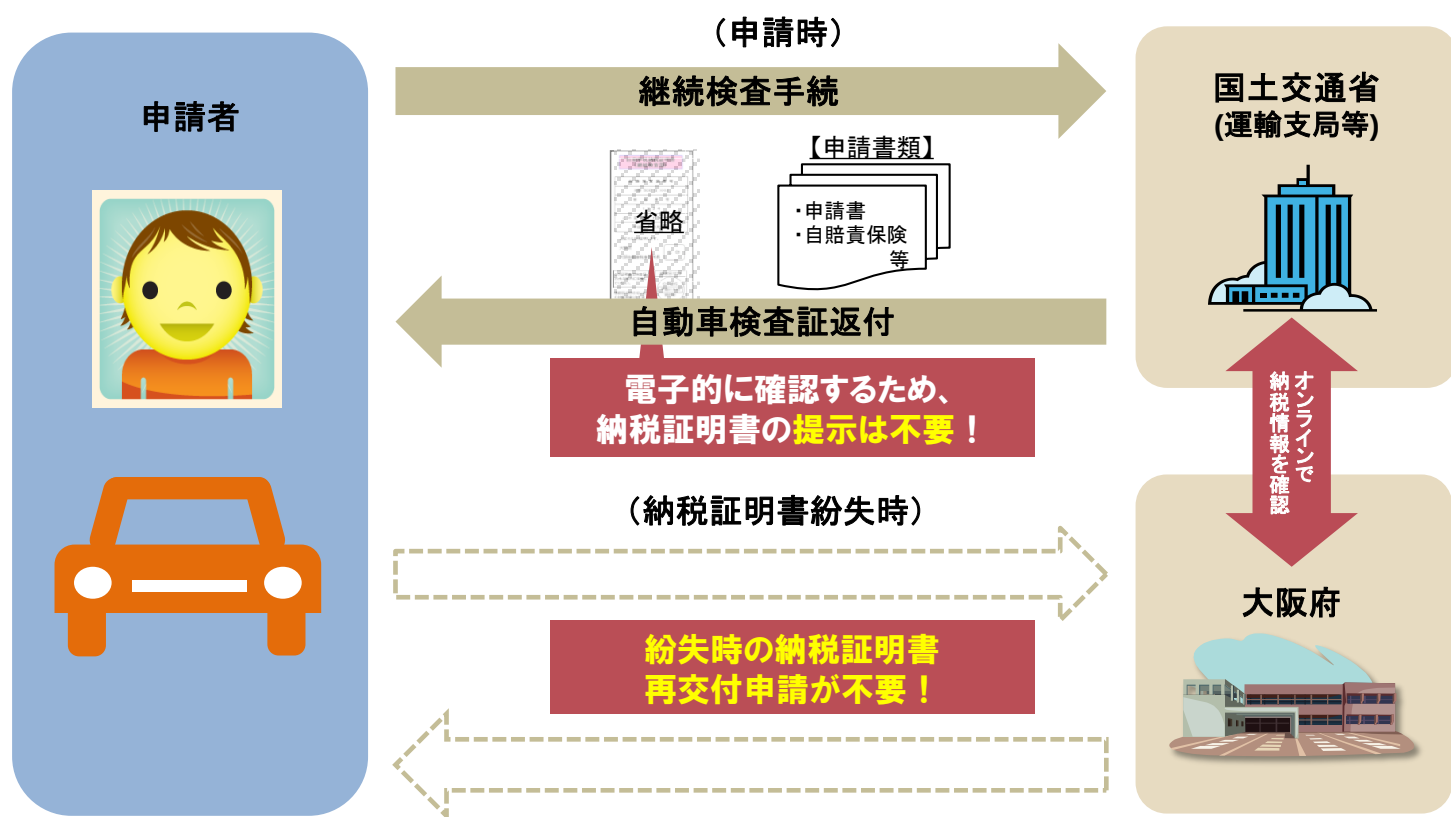


納税確認の電子化について

登録自動車については、国の継続検査窓口での
自動車税（種別割）納税証明書の提示を省略できます！

※自動車税（種別割）に滞納があると、自動車検査証の返付は受けられません。

●申請の流れ



【ご注意ください】 ～ 以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です ～

○ コンビニ等で自動車税（種別割）を納付後、直ぐに継続検査を受検される方

※自動車税（種別割）の納付方法により、当該納税情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数（最大2週間程度）がかかる場合があります。自動車税（種別割）を納付後すぐに継続検査を受検する方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。